

三河港 輸出入コンテナ助成金制度

平成31年度事業

三河港を利用してコンテナ貨物の輸出入を行う荷主等に対し
助成金を交付します

対象期間：平成31年4月1日～令和2年3月31日

(ただし、予算の限りあり)

実施主体：三河港振興会

助成金制度のポイント

1

1TEUあたり1万円を助成(上限50TEU/年度)
新規荷主様は最大3年度間継続補助

平成31年度より

林産物を加算対象に追加

2

県外貨物及び農林産物(輸出のみ)は
1TEUあたり1万5千円を助成

平成31年度より

助成対象者の拡大

3

フォワーダーを助成対象者に追加

平成31年度より

継続荷主様の助成要件の緩和

4

前年の輸出入実績が30TEU以上で、
前年実績から1TEU以上取扱が上回った荷主

【助成金制度の概要については裏面をご覧ください】

【お問合せ先】

三河港振興会事務局

豊橋市神野ふ頭町3番地の29 ポートインフォメーションセンター2F

TEL:0532-34-0130

FAX:0532-34-0172

E-mail: mppa@swan.ocn.ne.jp

三河港 輸出入コンテナ助成金制度のご案内

【用語の定義】

- 荷主：船荷証券に記載された荷送人又は荷受人であって、国内に事業所を有するもの。
フォワーダー（貨物利用運送事業者）を含む。
- 県外貨物：輸出貨物のうち愛知県外においてバンニング（コンテナへの貨物積み込み）または輸入貨物のうち愛知県外においてデバンニング（コンテナからの貨物積み出し）したもの。
- 農林産物：財務省貿易統計の輸出統計品目表において第2部第7類、第8類及び第9部第44類に分類されるもの

【助成制度の内容】

a. 新規荷主様向け ～新たに三河港を利用される企業の皆様へ～

- 対象：以下の①～③のいずれかに該当する企業
 - ①新たに三河港の定期航路を利用してコンテナ貨物の輸出入を行う荷主
 - ②三河港の定期航路を利用した輸出入実績のない最終仕向地、最初仕出地とコンテナ貨物の輸出入を行う荷主
 - ③平成30年度に初めて三河港コンテナ助成金制度を利用した荷主
- 助成額：1 TEUあたり1万円
県外貨物又は農林産物（輸出のみ）の場合は5千円加算
- 上限：50TEU/年度を最大3年度間
- 助成対象期間：平成31年4月1日～令和2年3月31日まで（ただし、予算の限りあり）

b. 上限未達荷主様向け ～過去に三河港新規コンテナ助成金制度を利用された企業の皆様へ～

- 対象：平成28年度又は平成29年度に三河港新規輸出入コンテナ助成金を利用した荷主で助成金の交付実績が累計で50TEU未達の荷主
- 助成額：1 TEUあたり1万円
県外貨物又は農林産物（輸出のみ）の場合は5千円加算
- 上限：助成金の交付累計が50TEUに到達するまで
- 助成対象期間：平成31年4月1日～令和2年3月31日まで（ただし、予算の限りあり）

c. 継続利用荷主様向け ～三河港をご利用中の企業の皆様へ～

- 対象：三河港の定期航路を利用した平成30年のコンテナ貨物の輸出入取扱量が30TEU以上の荷主で、平成31年の輸出入取扱量が前年実績を1 TEU以上上回った荷主。
- 助成額：1 TEUあたり1万円（前年を上回った貨物量のみを対象とする）
県外貨物又は農林産物（輸出のみ）の場合は5千円加算
- 上限：50TEU/年
- 助成対象期間：平成31年1月1日～令和元年12月31日まで（ただし、予算の限りあり）

上記a.～c.の重複申請は不可とする。

【提出期限】

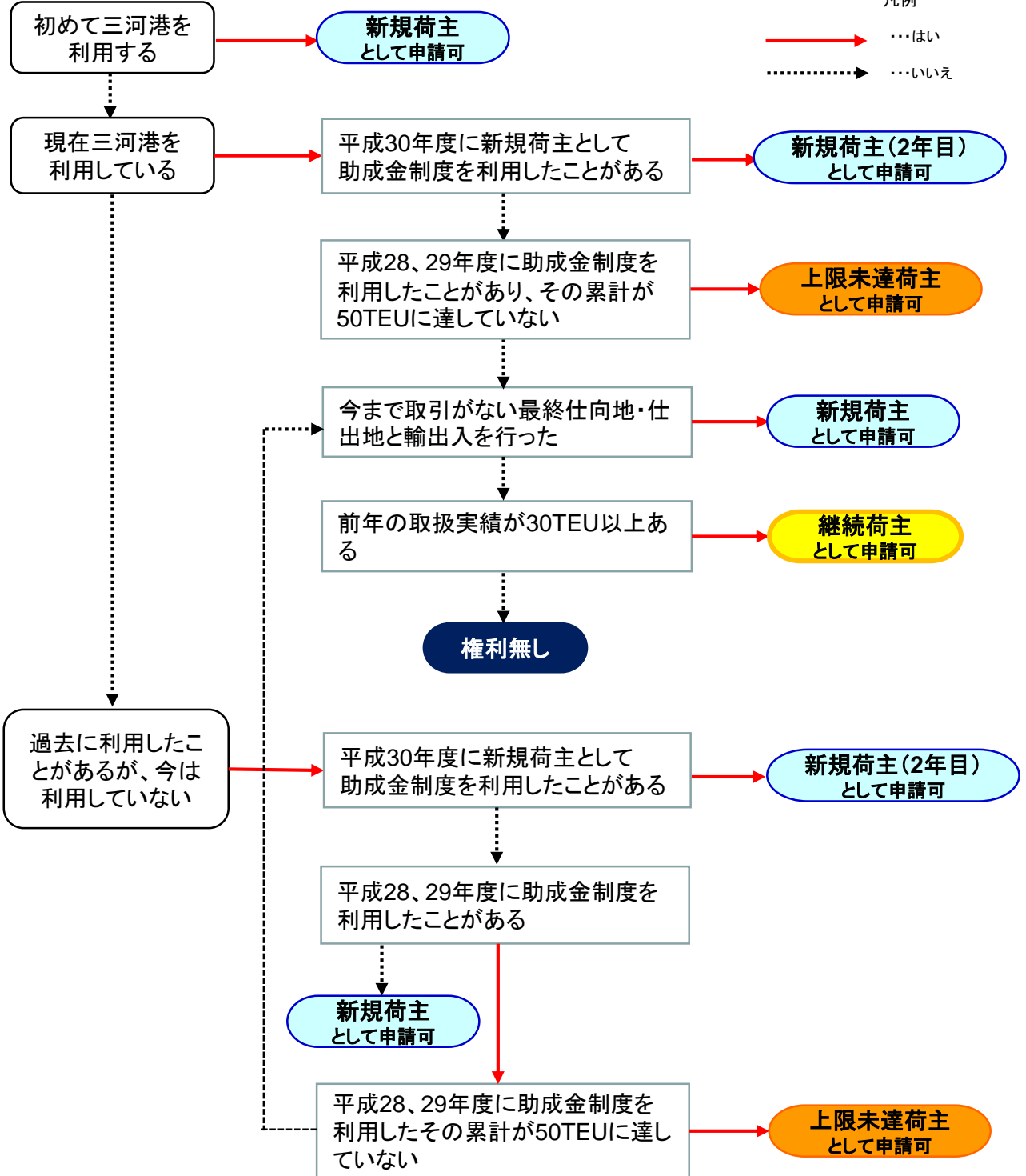
荷主区分	提出書類	提出期限
新規荷主 上限未達荷主	申請書（様式第1号）、その他会長が必要と認める書類	令和2年3月15日（都度申請も可） ※一括申請も可だが、申請時の予算により交付出来ない場合もあり。
継続荷主	申請書（様式第1号）、事業計画内訳書兼実績報告書（様式第2号）、その他会長が必要と認める書類	事業計画内訳書：令和元年7月31日 申請書、実績報告書：令和2年1月31日

三河港 輸出入コンテナ助成金制度 申請区分確認フローチャート

スタート

凡例

→ …はい
 → …いいえ



【お問合せ先】 三河港振興会事務局
 豊橋市神野ふ頭町3番地の29 ポートインフォメーションセンター2F
 TEL:0532-34-0130 FAX:0532-34-0172 E-mail: mppa@swan.ocn.ne.jp